

（仮称）相模原市防災条例（案） の骨子に対する意見と市の考え方

< 意見募集期間 > 平成 2 5 年 1 2 月 2 日（月）～平成 2 6 年 1 月 8 日（水）

< 意見提出者数 > 1 2 人

< 意見件数 > 6 5 件

意見内訳

総則に関する事	1 3 件
事前対策に関する事	3 5 件
応急対策に関する事	1 件
復旧・復興対策に関する事	3 件
推進体制等に関する事	2 件
その他（条例全般に関する事）	1 1 件

I 総則（13件）

通番	条例案に対する意見（要旨）	件数	市の考え方
1	防災の定義について、「災害を未然に防止し」とあるが、自然災害は防止出来ないと考える。	1	災害対策基本法の定義に基づき、「防災」の定義を規定したものです。 なお、法では「災害」の意味の中に災害による被害も含まれております。災害の防止は困難ですが、被害を可能な限り最小化することができることから3の「基本理念」（2）において、減災の考え方を規定しております。
2	「市民等」と「市民」が使い分けられているが、これについて説明が必要である。	1	本条例では、市内居住者だけでなく在勤、在学の方に取り組んでいただきたいことも規定することから、2の「定義」において、市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者を「市民等」として規定し、一般的に市内に居住する者を指す「市民」と使い分けております。 この使い分けの意義につきましては、今後、趣旨をわかりやすく周知するよう努めてまいります。
3	「自主防災組織」の定義に、マンション居住者で組織した「防災組織」も含めるべきと考える。	1	マンション居住者で組織された防災組織が日頃から様々な活動を行うことには、自助・共助の観点から大変重要な取組と考えており、本条例では、15の「中高層建築物の災害予防策」の中で、そうした取り組みに努めていただくこととしております。 本条例では、自主防災組織につきましては、避難所運営協議会の運営、災害時要援護者の支援体制の確立、災害が発生した場合には、市その他の関係機関と連携し、様々な応急対策を実施することなどを努力義務としていることから、地区連合自主防災隊のもとに市等と連携して防災活動を行う、自治会を母体として編成された防災組織を基本として定義したものです。
4	「男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点を反映する」とあるが、「男女共同参画の考え方」や「多様な主体の視点」とは何を意味しているのか不明確であるため、説明が必要である。	1	東日本大震災においては、物資の備蓄・提供や避難所の運営について女性や子育て家庭への配慮に課題があったと指摘されていることなどを踏まえ、防災対策への男女共同参画の考え方を加えたものです。また、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人などの多様な視点（立場）を反映した防災対策を進めていくことを基本理念の一つとしたものです。 今後、本条例の趣旨や内容をわかりやすく周知するよう努めてまいります。
5	「市は、市民等及び事業者に対し、日頃から防災意識の高揚を図るため、自助及び共助の考え方について周知する」とあるが、公助のあり方も周知した方がよいと考える。	1	自助及び共助の取組が重要であり、その普及啓発を進める中で、公助のあり方についても周知してまいります。

6	「自助及び共助の考え方の周知」と「災害に関する情報の提供」は別項目で表現した方がよいと考える。	1	市民等及び事業者に対する取組として、平常時における自助、共助の考え方の周知及び災害時における情報の提供を規定しました。
7	市は、「災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するものとする。」とあるが、何時いかなる時でも情報を伝える方法はあるのか。できない場合もあるのではないか。	1	災害の規模や被害について様々な状況を想定しながら、ひばり放送やテレビ、ラジオ、防災メール等により、情報を提供することとしておりますが、災害時における市民の生命及び財産の安全を守るためには、迅速かつ的確な情報提供が重要であることから、情報が途絶しないよう様々な情報伝達手段の拡充に努めてまいります。
8	「市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民等及び事業者の自発的な防災対策の促進を図るものとする。」とあるが、各地域の自主防災隊の隊長等は、自治会の役員改選と連動して年度ごとに交代をすることが多く、専門性と継続性を欠いているため、「地域自助力充実に向け、実効的な自主防災組織編成の積極的支援を行うとともに、個々の市民、及び事業者の防災意識啓発に努め、自発的防災対策確立の促進を図るものとする。」と修正するとともに、災害時に機能するよう自主防災組織の実態を調査し、役員会から分離した自主防災隊を編成するよう主導を求める。	1	自主防災活動の専門性と継続性につきましては、重要な視点と考えております。このため、自主防災組織の手引き等において、各地区の防災専門員等の防災リーダーについては、専門知識を有する方の選任や継続について、お願いしております。今後も自主防災組織の充実に向けて支援を強化してまいります。
9	市の責務で「市は、災害に強いまちづくりの推進に当たっては、首都圏全体の防災機能の強化につながる視点を持ち取り組むものとする。」とあるが、災害に強い都市基盤づくりの項目の中でどのように表現されているのか。	1	「首都圏全体の防災機能の強化につながる視点」は市のまちづくり全体の基本的な考え方として整理しており、例えば、11の「災害に強い都市基盤づくり」としては、公園が避難場所や広域的な応援活動拠点となること、道路が広域的な緊急輸送路となることなどの視点を持って取り組むことを規定したものです。
10	市が消防団活動を評価する姿勢を広く市民に掲示する趣旨で、災害に強いまちづくりの推進に当たって、「首都圏全体の防災機能の強化につながる視点」に、「消防力充実に向け、地域防災に携わる消防団活動を支援し、消防団員の安全確保と、装備拡充に努める。」と追記していただきたいと記載するよう求める。	1	消防団につきましては、市が行う災害体制の中で一体となって活動を行うことから、本条例では明記しておりませんが、消防団は、地域の実情に精通し、即時対応力の面でも非常に優れた組織であり、特に、大規模災害時においては、その果たす役割は、大変重要であると認識しております。また、全国的な傾向と同様に、本市においても消防団員数が減少しており、消防団員の確保は重要な課題であると考えております。 このような状況の中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布、施行されたところです。 したがって、今後につきましては、法律に基づき、より一層、消防団の強化等に資する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

11	市の職員の責務は職員であれば当然の責務であり本条例に組み入れなくてもいいのではないか。	1	市の職員の職務につきましては、ご意見のとおり、当然のことと認識しておりますが、市民・事業者の責務を規定するのに併せて、改めて規定したものです。
12	市の出先機関(まちづくりセンター)には、職員は4～5名位しか居ないと聞いているが、職員には契約職員、非常勤職員も含めるのか。	1	また、本条例では、非常勤職員を含む全職員を対象としています。派遣契約に基づき業務に従事している者は対象としていません。
13	「市民は、災害が発生した場合において・・・」という表現は「市民は、災害が発生するという認識に立ち・・・」とした方がよいと考える。	1	災害が発生するという認識に立った対策は、この条文に限らず本条例全体の基本的な考え方としています。

II 事前対策 (35件)

通番	条例案に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
14	「3日分以上の食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄」とあるが、中央防災会議にて、災害時に備えた食料や飲料水の備蓄は「7日分」との見解が示されていることや、災害時に品薄や買い占めが予想されることから、「7日分以上の備蓄」とするべきである。	3	7日分の備蓄という考え方も示されているところですが、本条例の努力義務として、市民の皆様が行うべき必要最小限の備えとして「3日分以上」としています。 なお、防災知識の普及・啓発に当たりましては、「最低でも3日分、可能な限り1週間分程度」の取り組みを促してまいります。
15	耐震補強について付け加えたらどうか。	2	11の「災害に強い都市基盤づくり」(2)で規定しております。
16	地震発生後、電気の復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから、市民への「感震ブレーカー」の設置促進のための費用助成などを検討いただきたい。	1	本条例や相模原市地域防災計画に基づき、今後、具体的な取組を進める中で参考とさせていただきます。
17	ロッカー、事務機器等、化学薬品(危険物)等の転倒、落下防止を付け加えたらどうか。	1	8の「事業者の責務」(1)において、事業者は、従業員等の安全の確保を図るため必要な備えに努めていただくことと規定しております。 なお、15の「中高層建築物の災害予防策」としても規定しております。
18	「防災対策の拠点となる公共施設」とは、具体的に何を指すのか。	1	災害時に災害対策本部や区本部、現地対策班、避難所、救護所等として災害活動を行う施設を指します。
19	「建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、耐震性及び耐火性の向上を図り」とあるが、家屋、ブロック塀等を含むと解釈すれば、市民等の基本的取組の項目に追加で記載するとよいと考える。	1	一般の家屋を所有する市民、マンション管理組合なども含めて、「建築物その他の工作物の所有者又は管理者」には、災害に強い都市基盤づくりの一環として適切な維持保全対策等に努めていただくことを規定したものです。
20	「建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、耐震性及び耐火性の向上を図り、並びに維持保全対策を適切に行うよう努めなければならない。」とあるが、マンションの管理組合も所有者の中にも含めるべきと考える。	1	

21	建築物その他の工作物の維持保全対策とは、具体的にはどのような対策か記載した方がよいと考える。	1	具体的な対策につきましては、今後、本条例の趣旨や内容を周知する中で、市ホームページやリーフレット等を通じて分かりやすい周知に努めてまいります。
22	防災教育は、各家庭で幼児から進めること。また、防災教育の一環として、子ども目線からの防災に関する意見が出るよう、各中学校、高校に防災研究クラブを設けることを提案する。	1	家庭における防災知識の普及につきましては、7の「市民の責務」として取り組んでいただきたいと考えております。また、防災研究クラブの設置につきましては、具体的な取組を進める中で参考とさせていただきます。
23	市の初期消火対策の充実に向けて「消火機材の配備」について追加していただきたい。	1	初期消火対策の充実に向けた具体的取組の一つとして、本年度から自主防災組織に小型消防ポンプの配備を進めております。今後の防災対策を進める中で、初期消火対策の充実に取り組んでまいります。
24	「14地域の特性に応じた対策」にがけ崩れ、土石流についても加えたらどうか。	1	14の「地域の特性に応じた対策」の(2)の「土砂災害等」にはがけ崩れ、土石流を含めております。
25	中高層建築物の所有者、管理者又は入居者に対して、「取り組むよう努めなければならない。」とあるが、災害への備えは責務であるため、「取組まなければならない。」とするべきではないか。	1	自助及び共助の取組みにつきましては、市民等及び事業者が自発的に行うものであることから、努力義務として規定しております。
26	「小学校、中学校その他の公共施設を避難所としてあらかじめ指定する」とあるが、「105の避難所を各管轄地区ごとに指定する」としていただきたい。	1	避難所の数につきましては、被害想定や人口動態等により変わる可能性がありますので、具体的な箇所数については、規定しないものです。
27	市は、「食品、飲料水その他の必要な物資を確保しなければならない。」とあるが、備蓄できる倉庫に限界があるとともに、避難想定人数分すべての物資を確保することは現実的ではないため、努力義務にとどめておく方がよいと考える。	1	市として、市民の生命・身体の安全確保に向けて必要な備蓄は行わなければならないと考えており、これまでも取り組んできております。ご意見のように、備蓄スペースやコストなどの課題もありますが、事業者との協定等、様々な調達手段も含めて確保してまいります。
28	避難所の運営は、「市の職員」、「避難所となる施設の管理者」、「自主防災組織」等による避難所運営協議会が主体となって行うとあるが、避難所運営は、あくまで自主的運営であるため、記載の順番は、自主防災組織、市の職員、避難所となる施設の管理者とすべきと考える。	1	避難所の運営は、あくまで地域が自主的に行うものでありますので、その趣旨については今後も広く周知してまいります。記載の順序には特段の意図はありません。
29	避難所の運営について、地域防災計画との整合を図る必要があると考える。	1	避難所は相模原市地域防災計画に基づき避難所運営協議会が運営を行うこととなっており、構成員は避難所となる市の職員、施設の管理者、自主防災組織等（避難者、ボランティア、自治体応援職員）としております。

30	避難所の運営は、「避難所運営協議会が主体となって」とあるが、「所轄の避難所運営協議会が主体となって」としていただきたい。	1	避難所ごとに避難所運営協議会が設置されますので、それぞれの協議会により避難所が運営されることを規定しているものです。
31	「市は、避難所運営協議会が行う避難所の運営及び訓練に係る支援を行うものとする。」とあるが、避難所運営協議会の組織化についても支援の責務を負うべきである。	1	避難所運営協議会が避難所運営の主体となることから、市は、その組織化を含めた運営の支援を行うものと認識しており、組織化に向けた事業や運営訓練等に助成するなどの支援を行っております。
32	避難所では、日常的に全く接点の無い人々が精神的に不安を抱える中、共同利用することにより予測外のトラブルが発生することが予想される。安定した避難所運営を維持するため、避難所の条項に、避難所運営委員には一定の地位を確保すること、協議会単位に避難所運営の従事者であることが周囲に分かるよう確認書や腕章を配布することについて追記していただきたい。	1	今後の避難所運営の具体的な取組を進める中で参考とさせていただきます。
33	災害時要援護者が避難所における生活が困難になったときに備え、福祉避難所をあらかじめ指定することが記載されているが、本条例の施行時には資料編として「福祉施設一覧表」を追加していただきたい。	1	福祉避難所は、一般の避難所での生活が著しく困難となった災害時要援護者を受け入れる二次的な避難所として位置付けており、災害発生後3日目を目途に運営体制が整った施設から順次開設いたします。 福祉避難所となる施設について、今後、その役割等を含めて情報提供を進めてまいります。
34	避難所は、災害時には誰でも避難でき、行けば食料をもらえると思っている市民が見受けられる。避難所とは、大規模災害時に居住家屋に被害を受け住むことが出来なくなった市民が、避難指示に従い、一時的な生活の場とする所であることを本条例で周知するべきである。	1	避難所の位置づけや機能等につきましては、今後とも防災ガイドブックや市ホームページ、生涯学習まちかど講座などを通じて周知してまいります。
35	避難所について、「21医療救護体制の充実」と整合を図るため、救護所に関して記載した方がよいと考える。	1	災害発生時の医療救護体制につきましては、医療関係団体等と協定を締結し、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、救護班の編成、物資・要員の調達等の初動医療体制の充実、後方医療機関との協力関係等の整備などを行っており、具体的な取組を進める中で避難所との連携を図ってまいります。
36	災害時要援護者の支援については、自主防災組織による「必要な体制の確立」に対応できる組織とできない組織があるため、努力義務としたほうがよいのではないかと考える。	1	発災直後など一刻を争う事態では、行政の支援が間に合わず、地域住民による主体的な対応が最も重要であることが、過去の災害の教訓から明らかになっていることから、災害時要援護者に対する支援は、自助・共助が基本と考えており、本条例では、市が自主防災組織などの関係機関と連携して必要な体制を確立することとしております。 引き続き、自主防災組織への支援を進める中で、全ての自主防災組織が市民等と連携し活動していただけるよう取り組んでまいります。

37	<p>災害時要援護者の避難支援要望の調査にあたっては、対象者への調査票に「回答なき場合や拒否した場合は、災害時に支援が漏れることがある。」ということを書いていただきたい。また、「自治会に未加入の方は自治会に加入すること」を広報願いたい。</p>	1	<p>本市では、市と協定を締結した自治会等の支援組織の区域にお住まいの災害時要援護者の方に対しまして、同意確認の通知書をお送りし、円滑な支援活動ができるよう同意を促しているところです。</p> <p>また、同意確認の通知書をお送りする際には、自治会活動の紹介通知を同封し、自治会の加入促進を図っております。</p>
38	<p>災害時要援護者名簿については、同意を得た対象者のみの情報を地域団体に提供するのではなく、不同意以外は同意したものとみなして提供する方式を検討していただきたい。他市区の事例を参考に積極的な対応を期待する。</p>	1	<p>本市では、平成24年9月に「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、地域の自治会等に対する災害時要援護者情報の提供については、同意者の意思表示をした方の情報を提供する方式で開始し、進めているところです。</p> <p>現時点では、現方式を進めることとしており、不同意の意思表示をした方以外の方を同意したものとみなして情報を提供する方式につきましては、今後、本市における進捗状況を見据えた中で、他市の取組状況等も参考としながら、検討してまいります。</p>
39	<p>災害時要援護者の名簿の開示時期は本条例に記載するものではないと思うが、いつの時点で情報を開示するか周知する必要があると考える。</p>	1	<p>災害時要援護者名簿につきましては、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援者に対して、名簿情報を提供することとしております。</p> <p>なお、市と協定を締結した自治会等の支援組織に対して提供している同意者名簿については、平常時から活用可能です。</p>
40	<p>災害時要援護者名簿について、危機管理部局が一括して管理することとなるように読めるが、現在、福祉部局で名簿作成を進めているため、役割分担を明確にするべきと考える。</p>	1	<p>本条例では、市の取り組みとして記載しており、各担当部局で、それぞれの役割に応じた活動を行うこととしております。</p> <p>なお、災害時要援護者名簿につきましては、健康福祉局が作成・管理し、大規模災害の発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援を円滑かつ迅速に行うため、平常時から庁内の関係機関で共有しています。</p>

41	<p>「市は、災害が発生した場合においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア団体その他の関係機関の自主性を尊重しつつ、これらの関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の確立等を図るものとする。」とあるが、危機管理局は「何時まで、何を、どんな体制」を確立するのかを明示されたい。</p>	1	<p>本条例では、災害時におけるボランティア活動の重要性を踏まえ、ボランティアとの連携に係る基本的な考え方を定めることとしております。</p> <p>なお、相模原市地域防災計画では、災害ボランティア対策の取り組みとして、災害ボランティア活動の環境整備や災害発生時には、相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する「災害ボランティアセンター」が設置され、生活支援ボランティアの受け入れ、活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行うこと等を記載しております。</p> <p>今後とも、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう日頃から、市、市民、ボランティア団体等との連携及びボランティア団体等の主体性を尊重した運営体制の整備を図り、ボランティア活動に参加できる環境づくりに努めてまいります。</p>
42	<p>市は、災害発生時の受援力の強化を図るべきと考えることから、市外からのボランティアの受け入れのため、市社会福祉協議会、他関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営準備と早期立ち上げを図ることについて追加していただきたい。</p>	1	<p>本条例では、災害時におけるボランティア活動の重要性を踏まえ、ボランティアとの連携に係る基本的な考え方を定めることとしております。</p> <p>なお、相模原市地域防災計画では、災害ボランティア対策の取り組みとして、災害発生時には、相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する「災害ボランティアセンター」が設置され、生活支援ボランティアの受け入れ、活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行うこと等を記載しております。</p>
43	<p>医療救護体制の充実はもとより、救護所の救護訓練が皆無である。災害時、避難所施設内の救護所が速やかに設営できるよう訓練が必要であり、本条例に反映していただきたい。</p>	1	<p>避難所及び救護所の訓練については、13の「防災訓練の実施」に含めているところです。</p> <p>救護所につきましては、現在、南メディカルセンター、相模原メディカルセンターをそれぞれ拠点救護所、市内30か所の小学校等を救護所として位置づけしており、各医療関係団体の協力のもと医師、歯科医師、看護師、薬剤師、柔道整復師をあらかじめ配置しているところです。</p> <p>救護所の訓練につきましては、市内30か所の救護所を4つのブロックに分け、毎年4か所ずつ、医療関係者の協力のもと、発災初期に係る医療救護として、模擬患者に対するトリアージ、治療、搬送等の救護所運営訓練を実施しているほか、救護所に配置されることとなる、事務統括責任者等（市職員）の避難所運営協議会への参加、出席、職員初動対応訓練における救護所開設準備、情報伝達訓練等を実施するなど、機会をとらえて救護所運営訓練を実施しております。</p>

44	「市は、災害が発生した場合において…、あらかじめ締結した協定等に基づき他の地方公共団体等からの応援を受けることに備え、必要な体制を確立するものとする。」とあるが、必要な体制について具体的に記載した方がよいと考える。「ボランティアとの連携」と整合を図るため、ボランティアセンター等の設置について明記したらよいのではないかと考える。	1	災害時に他の地方公共団体やボランティア等からの支援を効果的に受入れるため必要な受援体制につきましては、今後、個別の受援計画を策定する中で、具体的に定めてまいりたいと考えております。
45	事前対策は、市民等、事業者の取組の前に市が行う対策を明示するべきである。	1	災害に備えるためには、自らの身は自ら守る「自助」の取り組みが重要であるとの考えのもと規定したものです。

III 応急対策（1件）

通番	条例案に対する意見（要旨）	件数	市の考え方
46	自主防災隊が災害時に真に機能するよう、応急対策の実施に当たり、「自主防災組織は、継続活動可能な専従組織として独立編成を図り、災害発生時の対処は、市その他の関係機関と連携し、情報の収集伝達、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等の地域における専門的応急対策を行うよう努めなければならない。」と記載した方がよいと考える。	1	自主防災組織が継続的に活動できることは重要な取り組みと考えております。このため、自主防災組織の手引き等において、専門性の向上や継続的な活動について、お願いしております。今後も自主防災組織の充実に向けて支援を強化してまいります。

IV 復旧・復興対策（3件）

通番	条例案に対する意見（要旨）	件数	市の考え方
47	復興計画を策定することになった場合の対象地域と被災市街地復興特別措置法に規定する「被災市街地復興推進地域」との違いを明確化するべきと考える。	1	本条例では、復興計画の策定及び実施を円滑に推進することができるよう、あらかじめ必要な手順を定めることを規定したもので、復興計画を策定する場合は、その時点における法令・制度との整合を十分に図って進めてまいります。
48	本条例で規定する「復興計画」と、被災市街地復興特別措置法第5条における「緊急復興方針」との連携や役割分担等を明記し、ある程度本条例の中で想定しておくべきではないかと考える。	1	
49	「必要な手順」については、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき復興させる内容を明確化した方がよいのではないかと考える。	1	

V推進体制等（2件）

通番	条例案に対する意見（要旨）	件数	市の考え方
50	「防災週間」とは、内閣府が設けている「防災週間」とは別に設けるのか。	1	防災の普及啓発を行うため、市独自の防災週間を設け、防災対策への関心及び理解を深める取組みを市民等及び事業者に広く周知してまいりたいと考えています。
51	市域外への支援は、ボランティアとしてならわかるが、市民等も含める条例化は一考を要すると考える。	1	市域外の被災地に対して、例えば、現地でボランティアを行うことのほか、募金活動や衣服などの物資の提供など、可能な範囲で支援に努めていただき、市総ぐるみで被災地を支える考え方を規定したものです。

その他（条例全般に関すること）（11件）

通番	条例案に対する意見（要旨）	件数	市の考え方
52	各自主防災組織に対し、防災計画を作成するよう努める内容を盛り込んだ方がより防災体制の確立が図られると考える。	1	本条例や相模原市地域防災計画に基づき、今後、具体的な取組を進める中で参考とさせていただきます。
53	防災計画の策定に当たり、市民参加を得て、区、各まちづくりセンターごとにも防災計画の策定をしていただきたい。	1	
54	公民館、まちづくりセンターの役割はどこで記載するのか。	1	具体的な施設の位置づけや役割については、相模原市地域防災計画に規定することとしております。
55	市の責任者は市長であることから、「市は」の表記については、「市長は」にするべきであると考え。	1	防災対策は、市長のみが行うものではなく、独立している教育委員会等の執行機関などもその所掌する事務について防災対策を行っていくことから、「市長」ではなく、市全体を表すため「市」としてしています。
56	「努めなければならない」を「努めること」にすることで市民の義務になり（罰則は持たせない）強い発信力になると考える。	1	自助及び共助の取組につきましては、市民等及び事業者が自発的に行うものであることから、条例における努力義務を表す表記のルールに即して規定したものです。
57	全体的に市民、事業者の責務を強調する内容になっており、違和感がある。市民に対する項目の「努めなければならない」という表現は、「努める」または「努めるものとする」に変更すべきである。	1	
58	「維持保全対策」、「必要な体制」、「別に定める」全般的に用語の説明が不十分である。	1	条例における表記の一般的なルールに即したもので、今後、本条例の趣旨や内容について、市ホームページやリーフレット等を通じて、分かりやすい周知に努めてまいります。

59	市、市民、事業所それぞれが、災害を未然に防ぐための方策、減災対策、災害時の初期活動等を責任をもって実施するようにはしていただくことが大事なので、そのような基本的な事項を条例化していただきたい。	1	ご意見の趣旨につきましては、本条例の基本理念や市・市民・事業者の責務をはじめ条例全般に反映しております。
60	市においては、災害対策本部の機能強化や区、各まちづくりセンターにも対策本部を設置していただきたい。 市民においては、自治会だけに頼るのではなく真に機能する自主防災組織としていただきたい。 事業者においては、市や市民等との連携が必要である。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き災害対策本部の機能強化に取り組んでまいります。また、各区には区本部が設置され、「情報収集活動」や「災害応急対策活動」が行われます。各まちづくりセンターには「現地対策班」が設置され、地域住民等から情報を収集し区本部に伝達することとなっております。 自主防災組織活動の強化や事業者と市、市民等との連携につきましては、自助、共助の観点から重要な取り組みですので市民の責務及び事業者の責務として規定しております。
61	帰宅困難者対策、入院患者の避難等、地区の防災対策等を考慮すると、駅、病院、まちづくりセンター、消防署等に防災ボランティアを参集させることも必要な取組ではないか。	1	災害時のボランティアが果たす重要性を鑑み、ボランティアとの連携について規定しています。具体的な体制につきましては、ボランティア団体等との連携を図る中で参考とさせていただきます。
62	米軍機の落下事故、原子力母艦や原発の事故について記載されていない。	1	この条例の災害には災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が該当するため、米軍機の落下事故等も含まれています。